

(厚生労働委員会)

児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な少子化対策を推進する一環として、三歳に満たない児童の子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳に満たない児童に係る児童手当及び附則第六条第一項の特例給付の額を、一月につき、一万円に三歳に満たない児童の数に乗じて得た額に引き上げようとするものである。

なお、この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年三月以前の月分の児童手当及び附則第六条第一項の特例給付の額については、なお従前の例による。